

平成19年12月21日

1.出席議員

議長 杉原豊喜  
1番 上田雄一  
3番 山口裕子  
5番 大河内智  
7番 古川盛義  
9番 山口良広  
11番 山崎鉄好  
13番 前田法弘  
15番 石橋敏伸  
17番 小池一哉  
19番 山口昌宏  
21番 吉原武藤  
23番 江原一雄  
27番 高木佐一郎  
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩  
2番 浦泰孝  
4番 松尾陽輔  
6番 宮本栄八  
8番 上野淑子  
10番 吉川里已  
12番 末藤正幸  
14番 小柳義和  
16番 樋渡博徳  
18番 大渡幸雄  
20番 松尾初秋  
22番 平野邦夫  
26番 川原千秋  
28番 富永起雄  
30番 谷口攝久

2.欠席議員

なし

3.本会議に出席した事務局職員

事務局長 緒方正義  
次長兼総務係長 黒川和広  
議事係長 松尾和久  
議事係員 森正文

4 . 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
副	市	長	大	田	芳	洋
教	育	長	浦	郷		究
総	務	部	大	庭	健	三
企	画	部	末	次	隆	裕
営	業	部	前	田	敏	美
く	ら	し	國	井	雅	裕
こ	ど	も	松	尾	茂	樹
ま	ち	づ	松	尾		定
山	内	支	藤	崎	勝	行
北	方	支	大	石	隆	淳
会	計	管	森		基	治
教	育	部	古	賀	堯	示
水	道	部	伊	藤	元	康
市	民	病	田	栗	和	明
総	務	課	古	賀	雅	章
財	政	課	久	原	義	博
企	画	課	角			眞
選挙管理委員会	事務局	長	大	宅	敬	一
監査委員事務局	局長		山	下	眞	琴
農業委員会事務局	局長		森	山	義	秀

議 事 日 程 第 8 号

12月21日(金)10時開議

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  | 第52号議案 | 武雄市職員の自己啓発等休業に関する条例(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)  |
| 日程第2  | 第54号議案 | 武雄市個人情報保護条例の一部を改正する条例(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)  |
| 日程第3  | 第55号議案 | 武雄市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第4  | 第56号議案 | 武雄市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)                                   |
| 日程第5  | 第57号議案 | 武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)                           |
| 日程第6  | 第58号議案 | 武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)                                      |
| 日程第7  | 第59号議案 | 武雄市給湯条例の一部を改正する条例(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)  |
| 日程第8  | 第60号議案 | 武雄市農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)                                    |
| 日程第9  | 第61号議案 | 武雄市水道事業給水条例の一部を改正する条例(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)  |
| 日程第10 | 第62号議案 | 平成19年度武雄市一般会計補正予算(第7回)(所管常任委員長報告・質疑・討論・採決)   |
| 日程第11 | 第63号議案 | 平成19年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)                                 |
| 日程第12 | 第64号議案 | 平成19年度武雄市老人保健特別会計補正予算(第2回)(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)                                   |
| 日程第13 | 第65号議案 | 平成19年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)                                 |
| 日程第14 | 第66号議案 | 平成19年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)                                  |

日程第15	第67号議案	平成19年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第16	第68号議案	平成19年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第4回）（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第17	第69号議案	平成19年度武雄市病院事業会計補正予算（第2回）（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第18	第70号議案	平成19年度武雄市水道事業会計補正予算（第2回）（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第19	第71号議案	財産の取得について（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第20	請願第2号	「教育予算の拡充を求める意見書」に関する請願（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第21	意第7号	教育予算の拡充を求める意見書（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第22	意第4号	地方交付税の復元に関する意見書（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第23	意第5号	農業政策見直しに関する意見書（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第24	意第6号	道路整備財源の確保に関する意見書（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第25	諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第26	武雄市民病院問題調査特別委員会の設置及び委員の選任（議決）	
日程第27	閉会中継続審査申し出について（第53号議案）（議決）	
日程第28	閉会中継続調査申し出について（各委員会調査事件）（議決）	

開 議 10時18分

議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました諮問第5号を追加上程いたします。

それでは、付託いたしておりました議案等の審査終了の報告が各常任委員長から提出されておりますので、日程に従いまして、順次委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1．第52号議案 武雄市職員の自己啓発等休業に関する条例を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長  
総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

おはようございます。今定例会において、本委員会に付託されました第52号議案 武雄市  
職員の自己啓発等休業に関する条例の審査内容と結果について御報告いたします。

本議案は、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるもので、主な質疑として、職  
員の休業中は臨時職員で対応するのかとの質疑に、臨時職員は入れないで業務を分担し効率  
化を図り、また臨時配置を行い対応したいとの答弁がなされ、また、さらなる質疑として、  
第10条の職員の職務復帰後における号給の調整の中に有用とあるが、この有用の判断基準は  
設けなくていいのか、また、どのように判断するのかとの質疑に、明確な判断基準を設ける  
のは困難だが、国の指導や他の自治体の事例等を参考にしたいとの答弁がなされ、委員から、  
ぜひ明確な判断基準を設けるべきではとの意見が出され、本委員会といたしましても、職務  
復帰した職員間に不公平が生じない対応をしていただくことを指摘し、採決の結果、本議案  
は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第52号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第52号議案は総務常任委員長の報告のとおり決することに御異議ござい  
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

日程第2．第54号議案 武雄市個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたしま  
す。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長  
総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第54号議案 武雄市個人情報保護条例の一  
部を改正する条例の審査内容と結果について御報告いたします。

本議案は、統計法の改正及び統計報告調整法の廃止により条例を改正するものとの説明を  
受け、慎重審査の結果、本議案は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第54号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第54号議案は総務常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

日程第3．第55号議案 武雄市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長

総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第55号議案 武雄市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の審査内容と結果について御報告いたします。

本議案は、公職選挙法の一部改正に伴い条例を改正するとの説明を受け、質疑として、今回の改正は市長に該当するが、市議会議員の選挙にも適用されるようになれば、この条例は改正されるのかとの質疑に、そうなれば改正されるとの答弁がなされ、採決の結果、本議案は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第55号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第55号議案は総務常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4．第56号議案 武雄市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長  
総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第56号議案 武雄市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の審査内容と結果について御報告いたします。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、長期間にわたる育児と仕事の両立が可能となるよう短時間勤務制度が導入され、あわせて育児のための部分休業の対象となる子の年齢が、3歳から小学校就学の始期に達するまでに改正されるものとの説明を受け、主な質疑として、この条例は男性職員にも適用できるのかとの質疑に、現在、武雄市では育児休業を女性職員しか取っていないが、男女共同参画なので、男性職員にも適用されるとの答弁がなされ、採決の結果、本議案は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第56号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第56号議案は総務常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5．第57号議案 武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長  
総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第57号議案 武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の審査内容と結果について御報告をいたします。

本議案は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い条例を改正するものとの説明

を受け、質疑もなく、採決の結果、本議案は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第57号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第57号議案は総務常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6．第58号議案 武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長

総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第58号議案 武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の審査内容と結果について御報告いたします。

本議案は、国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給与を改定するものとの説明を受け、採決の結果、本議案は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第58号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第58号議案は総務常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。



日程第7．第59号議案 武雄市給湯条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

おはようございます。それでは、御報告いたします。

12月定例会において、本委員会に付託されました第59号議案 武雄市給湯条例の一部を改正する条例であります。

この条例につきましては、水道料の改正による給湯料の改正でございます。本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第59号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第59号議案は産業経済常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8．第60号議案 武雄市農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

おはようございます。本議会において、本委員会に付託になりました第60号議案 武雄市農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例でございますが、慎重審査の結果、賛成多数によって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

その賛成多数の理由でございますけど、公共下水道と農業集落排水事業、この使用料金の決定に当たっては、一貫して、極力同一料金体制とすることとありますが、その公平性に欠けるという理由で賛成多数という結果でございます。

以上、報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第60号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

おはようございます。第60号議案 武雄市農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

その理由として、2点大きな論点があります。まず第1点目は、超過料金1立米当たりにつき150円の根拠がなく、市民に対して説明ができないことです。第2点目は、同じ生活排水処理で維持経費がほぼ同じであるのに、一月違いの条例制定で使用料に格差不平等があることです。

市は行政問題専門審議会に対し、下水道の加入金及び使用料金の諮問に当たったの基本方針として、公共下水道と農業集落排水について、加入金も使用料金も計算を積み上げた結果、維持経費のコストがほぼ同じであることから、この際、統一したいとの発言をし、また、それを裏づける多数の資料も提出されていきました。また、審議会もその意を理解され、さらに現在設置してある合併浄化槽も合わせる努力をするようにとの注文も出され、部長もうなずかれていました。

また、全議員に対し9月3日の全員協議会に提出された資料によれば、使用料金についての市の方針の核心部分がこれですけれども（資料を示す）、12ページに明確に記述してあります。まず、その12ページ前まではずっと積み上げ式の計算がしてあります。そして、最後のまとめとして、これを読ませていただきますと、「公共下水道使用料と農業集落排水使用料の設定について。公共下水道と農業集落排水が異なった料金体系となれば、受益者は異なった負担を負うことになり、相互に不公平感が生ずることになる。したがって、使用料体系については公共下水道と農業集落排水の維持管理費の総和に係る処理原価（226円/立米）で基本料金及び超過料金を設定する」というふうに明確にしてあります。そして、ここに使用料金算出の根拠として、公共下水道と農排の維持経費の総和に係る処理と。ということは、結局これは2つを合計した処理費から算出してあるわけで、公共下水道と農排の使用料金をこの時点で別々の金額を決定するのでは明確に矛盾があります。

また、これをもとに1立米226円が市の提案であり、それを行政問題専門審議会にかけ、全国的な高料金にならず維持接続率を上げる見地から180円などの提案がなされたものです。そして、この行政問題専門審議会も意見の中に、公共下水道使用料金決定に当たっては、農業集落排水使用料と極力同一料金体系にすることということの条件がついております。それからその180円が提案されたもので、これをまた何の根拠もなく150円にするのは、偽装諮問に近いのではないかというふうに思わざるを得ません。

以上のようなことから、まずは根拠のある使用料金の設定をすること、市が基本方針に掲げた市民の相互不信、不公平感がない公共下水道と農業集落排水の使用料を設定され、新武雄市民がともに幸せを、また苦勞を分かち合う日が一日も早く訪れることを願い、この第60号議案には、地域主義をとらず公明正大な心を持って反対いたします。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

第60号議案 武雄市農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

本議案については、1つには、若木町の本部ダム上流にある集落、川内区において、平成16年度から進められた農業集落排水処理施設が、来年3月の供用開始に伴う条例の一部改正で本地区では待望の事業が完了し、トイレの水洗化などが行われ、住環境の改善、公衆衛生の向上、農業用水の水質保全などに大いに寄与するものと考えております。

また、平成18年3月の市町村合併によって、旧市町村ごとに異なっている使用料の統一については、合併協議会の確認事項でもありますが、合併前にそれぞれの状況から設定された経緯がありますので、それぞれの受益者の理解を得ることと公平であることが重要だと思えます。

そこで、今回の提案については、一つ、使用者が排出する汚水量に応じた重量制で公平であること。一つ、小口使用者に対する対策として、基本料金に軽減料金を採用されていること。一つ、大口使用者に対する対策として、一般的な超過料金の累進制を採用していないこと。一つ、附則には、基本料金内で大幅な値上げとなる地区について、1年間の経過措置の特例があること。一つ、料金体系を変更した地区の緩和措置を見据えた規則による減免を明記されていること。一つ、現状の使用料料金の水準が維持されていること。最後に、5年内をめどとして見直しを検討することと定めていること。

以上のことから、適正な料金設定であると私は判断をし、第60号議案に対する賛成討論といたします。

議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませんか。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

おはようございます。先ほどの反対論者と趣旨は同じでございますけれども、結論が違いますので、あえて討論をいたしたいと思えます。

私が常々思っていることは、同じ住民であれば、だれでもが住む地域の違いや事業形態の違いによって受ける恩恵が違うことはあってはならないということであります。相撲界では徳俵があっても、市を運営する立場の市長やそれを議決する議会に、えこひいきや情実

絶対に絡ませてはならないと思いますし、絶えず公平でなくてはならないと思います。その意味でも、公共下水道料金と農排水料金は同じでなければならないと思います。

佐賀県下を調べてみますと、ほとんどの市町村は公共下水道料金と農排水料金は同じであります。さらに、唐津市周辺は公共と農集、それに浄化槽まで統一であります。むしろ、料金に差をつけるほうがおかしいのであります。

また、先ほど反対論者も言われましたけれども、執行部からいただいた資料では、公共下水道と農業集落排水が異なった料金体系となれば、受益者は異なった負担を負うことになり、相互に不公平感が生じることになると、執行部もみずから認められております。

しかし、委員会では、公共は20トン3,800円だが農集を3,100円に決めた根拠は、また矢筈を下げ公共を下げなかったのはなぜか、さらに公共と農集はどのような状況になったら統一するのかの質疑に対し、具体的な答弁はありませんでした。このように差別された状態を市民が知ったとき、公共の接続率をおくらせるばかりか、行政不信につながります。いつきも早い統一こそ必要だと警鐘を鳴らしておきます。

そのような中での今回の農排水料金統一であります。佐賀県一高かった矢筈を大幅に引き下げ、料金統一された英断に理解を示すものであります。また、公共下水道料金についても、いつきも早く引き下げられるよう期待を申し上げ、今回の農排水料金統一には賛成いたします。

議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がございませんので、起立により採決をいたします。

第60号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9．第61号議案 武雄市水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

本定例会において、本委員会に付託になりました第61号議案 武雄市水道事業給水条例の一部を改正する条例でございますが、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第61号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第61号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10．第62号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第7回）を議題といたします。

本案は各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長

総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に分割付託されました第62号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第7回）について御報告いたします。

本議案は、慎重審査の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

12月定例会において、本委員会に分割付託されました第62号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第7回）でございますが、本事件につきましては、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。末藤福祉文教常任委員長

福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

おはようございます。報告いたします。

本委員会に分割付託されました第62号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第7回）。

本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

審査の内容にちょっと触れてみますが、10款1項3目・学校教育総務費、15節・工事請負費、小・中学校教育システム及びネットワーク整備工事66,396千円、及び18節・備品購入費、小・中学校教育システム及びネットワーク整備に伴うパソコン・サーバー等購入費212,691千円、この2つは一体的ということで279,087千円の事業となります。

今回の審査では、この事業への質疑が中心となりました。質疑の内容を申し上げますと、入札の方法と手順についての質疑や、メインサーバーを市役所に置くという説明だが、パソコン等のメーカーを特定するようなサーバー機の仕様になっているのではないか、また、参考見積もりは2社から徴し、1社は条件の違った見積もりになっているとの説明だが、参考見積もりは同じ条件で、少なくとも3社くらいはとるべきではなかったのかなどの意見が出されました。

執行部の答弁といたしまして、手順については市で仕様をつくり、それをもとに業者から提案していただくプロポーザル方式で行い、市役所内部で選定部会をつくり、書類審査や説明を求め数社を選考し、最終的には選定委員会をつくって、その中でプレゼンテーションを求めながら総合的な評価書をつくり、システムの内容、金額的部分も含めて最も評価を受けた業者を選定するもので、入札ではなく、形としては随意契約になるとの説明でございました。

また、仕様についての答弁は、ネットワーク機器の一部だけ商品指定をしているが、サーバー機、クライアントはメーカーを指定するような仕様にはしていないということでございます。

また、見積もりについての答弁といたしましては、見積もりは複数業者とるべきだったと反省している。コストも当然、審査対象になるので、1台当たりの単価も十分に配慮した上で評価を行って選定されるものと考えているという答弁でございました。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

本議会において、本委員会に分割付託となりました第62号議案 平成19年度武雄市一般会

計補正予算（第7回）でございますが、慎重審査の結果、全会一致を見て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

改めて、第62号議案に対する質疑をとどめます。

第62号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第62号議案は各常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11．第63号議案 平成19年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。末藤福祉文教常任委員長

福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第63号議案 平成19年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）。

本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第63号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第63号議案は福祉文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12．第64号議案 平成19年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。末藤福祉文教常任委員長

福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第64号議案 平成19年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第2回）。

本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第64号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第64号議案は福祉文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13．第65号議案 平成19年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

本委員会に付託になりました第65号議案 平成19年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）でございますが、原案どおり可決すべきものと全会一致で決定いたしました。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



質疑をとどめます。

第65号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第65号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14．第66号議案 平成19年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託になりました第66号議案 平成19年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）でございますが、全会一致でもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第66号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第66号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり可決されました。

日程第15．第67号議案 平成19年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託になりました第67号議案 平成19年度武雄市土地区画整理事業特別会計補

正予算（第1回）でございますが、賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

賛成多数の理由でございますが、まちづくり交付金の使い方に一貫性、また計画性がないという理由でございます。それと、南国ビルの移転補償費ですか、これについては、例えばここがGLとします。間近に控えた公共下水道ですね、これがかんがみて、この建物、GLから上を初めから計画を持って交渉したということで、下についてはそのまま本市で引き取るということで、このGLから上でもって、当初から計画を、補償交渉をされたということでございます。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

第67号議案の中で、歳出の1項1目の中に武雄北部土地区画整理事業が計上され、その事業費の中の15節に工事請負費もあります。そこで、明神馬場線、平原梅林線の整備工事として20,629千円が計上されていますが、実はその額の前に、武雄北部土地区画整理事業という、いわゆる適用の線引きと申しますか、範囲と申しますか、この項について具体的にどこまでの範囲を適用するのか議論がなされてきたのか、また、執行部等から説明がなされたのか、お聞きいたします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡建設常任委員長

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

どこまでの範囲という具体的な説明は受けておりません。これにつきましては、明神馬場線、平原梅林線整備ですね、これはまちづくり交付金事業の変更によるものという説明を受けております。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

まちづくり交付金事業、さっき言いました範囲ですけれども、るる観光事業にも適用されるようになってますね。それとか、去年の遊歩道建設にもなっていますけれども、実はさっき言いました武雄北部土地区画整理事業という中で、まちづくり交付金事業が適用されていますけれども、さっき言いましたようにこの範囲が一定程度示されているのか、お伺いします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡建設常任委員長

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

その辺については議論いたしませんでした。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

第67号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

第67号議案 平成19年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）に反対いたします。

その理由として、まちづくり交付金事業の決定や執行のあり方の問題点です。

まちづくり交付金は975,000千円を使用し、駅周辺地区の整備を行うものです。国の認可を受けるために、旧武雄市のときに概要は議員に示されていますが、具体的な内容は示されていません。しかし、市民から金のかけ過ぎと批判もある中央公園整備は30,000千円の事業費が示され、それが何の説明もなく（537ページで訂正）勝手に41,000千円に変更してあるなど場当たりの運用がなされています。また、フットサル場になるとの話で、わけのわからない状況です。

一方、今回のまちづくり交付金の計画期間は平成17年から平成21年までで、それまでに約10億円を使って、きっちりまちの顔である駅周辺を整備しなければなりません。ただ、次の5年間にまた10億円のまちづくり交付金を認めてもらい、それで整備すればいいとの考えもありますが、補助率は事業費の40%で、合併特例債よりも不利なもので83億円もかけて市街地整備をし、またさらに10億円となれば、周辺部及び他地域の市民の理解を得ることは難しいと思います。

だから、まずはこの現在の10億円を最後と思い有効活用し、市街地に投入し整備すべきだと思います。しかし、今回の補正予算では、そう傷んでいない梅林前や図書館前の道路整備や三湯物語関係の費用が支出されようとしています。それは本来、まちづくり交付金975,000千円に想定した事業ではなく、その分は別のところが削られたことになると考えられます。もし関連道路を整備するなら、これまでまち交で長崎街道の新町、本町本堂線を整備したので、次は桜町や八並の長崎街道道路整備が先ではないか。

また、提案事業の観光やサイン統一も、区画整理に伴う新市街地の整備後の宣伝費用、サイン計画も計画せねばなりません。

また、南国ビル跡地の計画についても、駅南口をJRが売らないということで、その分は南国ビルを移転し、街なか広場をつくるということでしたけれども、それについても計画性はなく、何のために購入したのかという、まだ原点に戻っての議論が出るような状況になっ

ています。

以上のように、まち交の五月雨的な支出や計画性のない予算拡大に対し警鐘を鳴らす意味でも、今回のこの議案について賛成せず、反対をしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

第67号議案 平成19年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）に対しまして、賛成の立場で討論を行います。

まちづくり交付金は、平成17年度から平成21年度までの5カ年事業として計画されています。事業内容は基幹事業として、武雄北部土地区画整理事業を中心として、高架下を利用する観光交流センター、川端通りの遊歩道、中央公園等の整備など、さらには一般的には採択されにくいサイン計画や観光PRの提案事業を行うことで、利用者、来訪者への憩いの場、交流の場を提供するものと期待されます。

今回、まちづくり交付金の見直しが行われ、武雄市の早急の課題でもある市道路面の舗装打ちかえや公共下水道の末端管整備が計上されていることは、逼迫する武雄市の財源を国庫補助で補うもので、まことに有意義な事業展開であります。

まちづくり交付金が市民要望にこたえる政策予算であるとして、本補正予算に賛成するものであります。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）

ちょっとこれは異例な議事進行だと私も思いながら、あえて 。

実は宮本議員の討論ですね、やっぱり明確で、自分の主張をされることは結構です。それはもう大いに議会制でいいことですが、その中で、まちづくり交付金との関係の中で、今までの市役所前の中央公園のことと、それから新しく公園をつくることについての4千何百万円かについては何らの説明もなかったということですが、ちょっと何人かにお聞きしましたら説明はあっていると。説明もなくて議会在そういうことを決めたということになると議会そのものの見識を問われることになるし、非常に大事な問題ですから、討論の場合のそういう取り扱いはやっぱり、討論されたことはいいし、内容もそれなりの、自分の主張ですから結構なんですけれども、そういうところは議事録に残るものですから、そこらについて議長としてはどうお考えかですね。やっぱりこれは、論議をすることは結構ですが、そういうふうに、それは虚偽とは言いませんけれども、そういう思い込みでされたことがほかのことに影響する場合は非常に大事だから、その点のお取り計らいをお願いしたいと思います。その上で採決をしていただきたいと思います。（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休 憩 11時14分

再 開 11時17分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

ただいまの宮本議員の発言については、議長の議事整理権の中で本人と調整をしながら訂正させていただきたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。（「535ページ「それが何の説明もなく」を「それが十分な説明もなく」に訂正）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第67号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第67号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16．第68号議案 平成19年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第4回）を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

12月定例会において、本委員会に付託されました第68号議案 平成19年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第4回）でございますが、本事件につきましては、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第68号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第68号議案は産業経済常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17．第69号議案 平成19年度武雄市病院事業会計補正予算（第2回）を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長  
総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第69号議案 平成19年度武雄市病院事業会計補正予算（第2回）について御報告いたします。

本議案は、慎重審査の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第69号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第69号議案は総務常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり可決されました。

日程第18．第70号議案 平成19年度武雄市水道事業会計補正予算（第2回）を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長  
建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第70号議案 平成19年度武雄市水道事業会計補正予算（第2回）でございますが、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと全会一致で決定いたしました。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第70号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第70号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第70号議案は原案のとおり可決されました。

日程第19．第71号議案 財産の取得についてを議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。末藤福祉文教常任委員長

福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第71号議案 財産の取得について。

本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

内容を申しますと、おつぼ山を公園化するための公有化計画に伴うものでございまして、本年度26筆6万3,799平米を取得するものでございます。これは国10分の8、県費10分の1、市が10分の1というような補助率の事業でございます。

以上、報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第71号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第71号議案は福祉文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり可決されました。

日程第20．請願第2号 「教育予算の拡充を求める意見書」に関する請願を議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。末藤福祉文教常任委員長

福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました請願第2号 「教育予算の拡充を求める意見書」に関する請願

につきまして。

本請願につきましては、原案どおり採択すべきものと決定をいたしました。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

請願第2号に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。請願第2号は福祉文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

ここで議事の都合上、暫時休憩をいたします。

休	憩	11時25分
再	開	11時27分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開いたします。

先ほど採択されました請願第2号に係る意見書第7号を追加上程いたします。

お諮りいたします。ただいま上程いたしました意見書第7号を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第7号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程第21．意見書第7号 教育予算の拡充を求める意見書を議題といたします。

事務局長に朗読させます。緒方事務局長

緒方議会事務局長

意第7号

教育予算の拡充を求める意見書

教育施策は（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（杉原豊喜君）



朗読を省略させます。

提出者の趣旨説明を求めます。9番山口良広議員

9番（山口良広君）〔登壇〕

おはようございます。ただいまより趣旨説明をします。

教育政策は社会の基盤づくりに重要な施策です。未来を担う子供たちは、どこにいても等しく教育を受ける権利があり、それを保障していくことが行政の責務だと思うのです。

ところが、義務教育費の国庫負担が昨年3月の法改正により、2分の1から3分の1に引き下げられました。今、地方財政が厳しい中、自治体の教育予算にも限度があります。このままでは教育条件の整備など自治体間の格差が広がるおそれがあります。自治体の財政力の格差がそのまま教育に持ち込まれることは、子供たちにとって大変不幸なことだと思うのです。教育施設整備の充実、就学援助のためにも、義務教育費国庫負担制度の本来の趣旨にのっとり、本制度の堅持及び義務教育に係る財源確保のため、この意見書提出を強く要望するものです。

どうか議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会から提出されたものでありますので、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第7号は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

意見書第7号に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。意見書第7号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第7号は原案のとおり可決されました。

日程第22．意見書第4号 地方交付税の復元に関する意見書を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長

総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました意第4号 地方交付税の復元に関する意見書について御報告いたします。

本意見書は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

意見書第4号に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。意見書第4号は総務常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

日程第23．意見書第5号 農業政策見直しに関する意見書を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

本委員会に付託されました意第5号 農業政策見直しに関する意見書につきましては、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

意見書第5号に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。意見書第5号は産業経済常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第5号は原案のとおり可決されました。

日程第24．意見書第6号 道路整備財源の確保に関する意見書を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託になりました意第6号 道路整備財源の確保に関する意見書の審査結果について御報告いたします。

本意見書原案は、地方においてまだまだ道路整備が必要であり、道路特定財源諸税の暫定税率を延長し、道路特定財源を一般財源化することがないように関係者に要請するものであります。

一方、この石油等の高騰にかんがみ、29番黒岩議員の紹介で、「道路財源を見直し暫定税率廃止に関する意見書提出の請願」が議長あてに17日に提出されております。この請願は提出日の関係で本定例会には上程されておられません。建設委員会では請願の願意は理解できるものであり、議題となっております意第6号を一部修正することで意見の一致を見たところであります。

修正は、意見書本文の下から4行目の「暫定税率の延長」を「暫定税率の見直し」ということに修正するものであります。

全会一致で修正案を決定いたしました。

以上、報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

意見書第6号に対する討論を開始いたします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

意第6号 道路整備財源の確保に関する意見書。

当初の原案にも修正された内容にも反対の立場から討論いたします。

政府与党が、ガソリン税や自動車重量税、軽油取引税などの巨額の税収を専ら道路建設につぎ込む道路特定財源の仕組みを将来まで温存する動きを強めています。もともと道路特定財源は、国道、県道の舗装が5%しかなかった半世紀前に、整備が急務だという理由で臨時措置法としてスタートした制度であります。本当に必要な道路は一般財源で建設できるものであります。舗装率が97%を超えた現在も、道路特定財源を続ける理由は全くありません。政府が財政危機を強調すればするほど、税金の無駄遣いに対する国民の批判も強まっています。巨額の税収を当てにして無駄な道路をつくり続け、浪費の温床となってきた道路特定財源をやめ、使い道を特定せず一般財源として社会保障などの予算にも回せるようにすることは国民的な重要課題であります。

こうした世論に押されて、小泉純一郎元首相も、安倍晋三前首相も、道路特定財源の一般財源化を国会でも明言し、公約にいたしました。ところが、同時に両政権は大きな抜け道も用意しております。安倍前内閣が閣議で決めた具体策は、一般財源化を前提とした道路特定

財源全体の見直しを掲げながら、法改正を先送りにしました。一般財源化の具体策としては、わずかに道路歳出を上回る税収は一般財源にするという一文だけが入っております。これでは無駄な道路建設をやめるところか、特定財源の税収を超えるまで道路建設をふやせば一般財源には一円も回らない、そういう抜け道であります。一般財源化の実現とは正反対の中身であります。

実際に国土交通省が発表した道路の中期計画（素案）によると、今後10年間の道路建設費は68兆円、1年当たり6.8兆円に上る内容であります。道路特定財源は国、地方合わせて6兆円程度で、今後10年間はすべて道路建設に使い切る計算になります。

福田内閣は、過大な赤字の試算を示しながら財政への危機感をあおり、社会保障の削減と消費税増税は避けられないというキャンペーンを強めています。それにもかかわらず、道路特定財源の一般財源化には政府税制調査会も財政制度等審議会もおざなりの言及しかしておりません。貧困を余儀なくされた国民の最後のよりどころである生活保護費さえ引き下げる、それをねらう一方で、道路特定財源の巨大な既得権益を死守する姿勢は完全に逆立ちしているのではないのでしょうか。

小泉・安倍構造改革の大きなごまかしが、また1つはっきりしました。しかし、国民の世論が政府に一般財源化を公約させた事実は消すことができません。当初の公約を守り、無駄な道路建設の温床となっている道路特定財源を一般財源化するよう強く求めるものであります。

以上のことにおいて、意第6号に対する反対の討論といたします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

請願を紹介した議員でありますので、ぜひ討論させていただきたいと思えます。

本来やっぱり道路というのは、歩行者も自転車も利用するし、そしてまた物流をさせていると。国民生活や国民経済にとって、なくてはならない基本的な社会資本ですね。だから、道路整備は基本的に一般財源で整備すべきであります。

しかし、昭和28年に道路整備費の財源等に関する臨時措置法として、道路整備の制度が創設されました。これは道路整備に使うものとしての特定財源でした。そしてさらに、昭和49年には道路網整備促進のためということで、2年間の暫定措置として税率の引き上げがなされました。

しかし、最近では道路財源以外への流用が多く、なし崩し的で、特定目的の財源とはいえないような状況下になっております。もし道路整備が必要ないとするならば、道路特定財源は廃止すべきであります。

また、道路特定財源制度は数が多く複雑な上、高率な暫定税率が課せられております。それはそれとして一定の効果は上がってきております。しかし、今日、原油価格高騰に起因するガソリンなど石油価格が高騰し、住民生活そのものを破壊しかねない状況下に陥っております。

このような状況を打破するためには、まず来年3月に期限切れとなる暫定税の見直しこそ必要不可欠なものと思っておりますし、委員長報告に賛成いたすものでございます。どうかよろしくお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案の委員長報告は一部修正でありますので、まず委員会の修正案を起立により採決を行います。

委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除くその他の部分を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。修正議決をした部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま可決されました意見書第4号から意見書第5号、意見書第6号及び意見書第7号の4件の意見書は、それぞれ明記されています方々に送付いたします。その送付文案は議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第4号、意見書第5号、意見書第6号及び意見書第7号は、送付文案を起草の上、それぞれ明記されております方々に送付いたします。

日程第25．諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

諮問第5号について補足説明申し上げます。

人権擁護委員の伴泰典氏の任期が3月末日をもって満了いたしますことから、人権擁護委員候補者として伴氏を再び推薦したいと考えております。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、伴氏の略歴につきましては、添付の略歴のとおりでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

諮問第5号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第5号は所管の常任委員会付託を省略いたします。

諮問第5号に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦については何ら異議なき旨を市長に答申いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第5号、すなわち伴泰典氏の人権擁護委員候補者の推薦については何ら異議なき旨を答申することに決定いたしました。

日程第26．武雄市市民病院問題調査特別委員会の設置及び委員の選任を行います。

今日の市民病院の経営は厳しく、その対応は地域医療を確保する観点から重要な問題であり、会派代表者会議において15名をもって構成する特別委員会を設置することに意見の一致を見ました。

よって、15名をもって構成する市民病院問題調査特別委員会を設置し、閉会中も継続して市民病院の問題について調査及び対策に当たることにいたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、市民病院の経営についての調査及び対策に関する事件は、15名をもって構成する市民病院問題調査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も継続して調査に当たることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。ただいま設置いたしました市民病院問題調査特別委員会の委員の選任については、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

よって、特別委員に1番上田議員、4番松尾陽輔議員、5番大河内議員、6番宮本議員、10番吉川議員、12番末藤議員、13番前田議員、14番小柳議員、17番小池議員、19番山口昌宏議員、21番吉原議員、22番平野議員、26番川原議員、29番黒岩議員、30番谷口議員、以上15名を指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました15名を市民病院問題調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、ただいま設置いたしました特別委員会の調査対策の期間は、本会議が付託いたしました事件の調査対策の終了を議決するまで継続して行うことといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、市民病院問題調査特別委員会の調査対策の期間は、本会議が調査事件の終了を議決するまで継続して行うことに決定いたしました。

特別委員会の正副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

休	憩	11時49分
再	開	11時59分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民病院問題調査特別委員長から正副委員長互選の結果の報告がありましたので、御報告いたします。

委員長に29番黒岩議員、副委員長に19番山口昌宏議員、以上のとおりでございます。

日程第27．閉会中継続審査申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、建設常任委員長から議長あて第53号議案について、閉会中の継続審査申出書が提出されております。

お諮りいたします。建設常任委員長から申し出の件を閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第53号議案は申出書のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第28．閉会中継続調査申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付のとおり各常任委員長及び議会運営委員長から議長あて、それぞれ閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の調査中の事件については、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成19年12月武雄市議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 12時1分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長 杉 原 豊 喜

” 副議長 牟 田 勝 浩

” 議 員 大 渡 幸 雄

” 議 員 吉 原 武 藤

” 議 員 川 原 千 秋

会 議 録 調 製 者 緒 方 正 義